

全日本学生体操連盟

令和 6 年度

登録及び

加盟手続きの手引き

全日本学生体操連盟

FAX : 03-6455-4038

E-mail: gym-gakuren@cm.jpn-gym.or.jp

全日本学生体操連盟への登録は下記の 2 種類（2 段階）の方法で行います。

1. (公財) 日本体操協会の Web 登録における登録
 2. Web 登録システム上での全日本学生体操連盟への登録
- 以下、順を追ってその登録方法について説明をします。

1. (公財) 日本体操協会の Web 登録における登録

<http://jga-web.jp/>において、(公財) 日本体操協会、及び各都道府県協会・連盟の登録を行います。ここでは大学・専修学校・高等専門学校の所在地である都道府県の体操協会・連盟に対し、所属団体の加入を行い、その後、選手・指導者の登録に進みます。

<手順①> 所属団体の都道府県協会・連盟への加入

(所属団体 ID・パスワードが必要。それらが無い新規加入の所属団体は加入コードが必要。)

<手順②> 選手・指導者の所属団体への登録

<手順③> 電子メールの請求書に従った支払い

選手は教育機関とその他民間クラブの最大 2 つの団体へ所属することができますので、民間クラブの事業に参加する場合、民間クラブへの登録手続きが必要になりますので該当者は忘れずに両方の登録を行って下さい。また、(公財) 日本体操協会役員、加盟団体役員などの役員や審判員資格をお持ちの方は、それぞれの加入コードの情報を得て、個人が入力して登録を行うこととなりますのでご承知おきください。

<所属団体 ID について>

所属団体 ID は種別（体操競技・新体操）ごと 1 校につき 1 つの ID となります。なお、所属団体は「男子のみ」「女子のみ」「男子および女子」のいずれのチームであるか、その選手構成によって選択することになります。

<登録締め切り>

(公財) 日本体操協会の規定上は **12 月 25 日**になりますが、各都道府県協会・連盟で指定される場合があります。大会参加申込、あるいは他の加盟団体の登録に締切が設定されていますので、その締め切り前までにこの登録を終えておく必要があります。

<選手・指導者の登録資格>

大学・専修学校・高等専門学校に在籍していれば選手及び指導者（**指導者とは、学生以外**の部長、監督、コーチなどを指す）として登録資格を有します。学生の登録は、指導者的立場（学生コーチなど）であっても、すべて「選手」で登録します。

また、大学・専修学校・高等専門学校に在籍していなくても、選手を指導している者、または競技に参加する選手をサポートするトレーナーなど、所属団体が認めた者であれば当該所属団体の指導者として登録資格を有します。

<その他>

詳細情報は、<http://jga-web.jp/>に掲載されます。問合せ窓口も設置されますのでご確認ください。

<登録料>

（公財）日本体操協会の定める登録料と各都道府県協会・連盟が定める登録料、振込手数料がかかります。

2. Web 登録システム上での全日本学生連盟への登録

上記1同様、「<http://jga-web.jp/>」において、**3月15日**から登録開始予定です。ただし、上記1の登録が完了（登録料の振り込みまで）していないとこの登録はできません。ここでは、種別男女別（人数別）の所属団体登録と選手登録、及び指導者の全日本学生連盟への登録を行います。

<手順①>所属団体マイページから連盟登録・所属団体の登録へ進む

<手順②>所属団体および選手の登録／指導者の登録

<手順③>電子メールの請求書に従った支払い

<選手の登録回数の制限>

選手の申請回数は、各学校が定める修業年数で年度ごとの連続性を必要としない最高4回までとします。

<登録の有効期間>

都道府県協会・連盟が登録を受理し、本連盟への加盟を完了した日から該当年度の3月31日までとします。

<未登録者>

未登録の場合、本連盟及び各支部が運営する競技会、各種行事等に参加することはできません。

<指導者の登録>

各所属団体には必ず1名以上の学生以外の指導者の登録が必要です。なお、指導者の登録をしていない者は、競技区域に立ち入ることはできません(「加盟規程」第8条、第13条)。

また、所属団体から男子と女子の両方の選手が登録をする場合、その所属団体の役職(部長、監督、コーチなど)を兼ねる指導者は、男子または女子のいずれかで指導者登録(加盟料の支払い)をしてください。

<登録(加盟)に関する納入金>

加盟大学としての納入金は体操競技、新体操、それぞれ男女別に納入します。納入金は毎年度の維持費とそれぞれの選手・指導者毎の加盟料の2種類です。

(1) 維持費

所属団体は、以下の登録区分の中から該当する区分において登録を行い、定められた維持費を納入して下さい。

- ①体操競技男子(選手5名以上)・・・1団体につき 20,000 円
- ②体操競技男子(選手4名以下)・・・1団体につき 10,000 円
- ③体操競技女子(選手5名以上)・・・1団体につき 20,000 円
- ④体操競技女子(選手4名以下)・・・1団体につき 10,000 円
- ⑤新体操男子(選手5名以上)・・・1団体につき 20,000 円
- ⑥新体操男子(選手4名以下)・・・1団体につき 10,000 円
- ⑦新体操女子(選手5名以上)・・・1団体につき 20,000 円
- ⑧新体操女子(選手4名以下)・・・1団体につき 10,000 円

(2) 加盟料

以下の定められた加盟料を納入して下さい。

選手・・・1名につき 5,000 円

指導者・・・1名につき 3,000 円

【登録・加盟に関する問い合わせ先】

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 8階

(公財)日本体操協会気付 全日本学生体操連盟渉外部 担当:松橋夏海

[TEL:080-9443-0404](tel:080-9443-0404)(松橋携帯) E-mail: gym-gakuren@cm.jpn-gym.or.jp

以上